

平成 30 年度

第 8 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 11 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 30 年 11 月 30 日公告）の決定について
及び農用地利用配分原案の承認について

議案 3 非農地証明について

備 考

庄 原 市 農 業 委 員 会

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子		○
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	岸 泰弘	○		係 長	石田 泰清	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主 任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係 長	坂口 登		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成30年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は21番天根委員から欠席の届出がでております。23番松長委員は遅参されています。それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。18番前田委員、20番島津委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議 長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号36から38について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

高坂委員 38 番について、広いが地目は畑で間違いがないか。

事務局 畑で間違いありません。

植木委員 地元の推進員、事務局員と私で現地確認を行った。畑でありました。

議 長：そのほかありませんか。

(なしという声)

議 長：ないので、採決に移ります。受付番号 36 から 38 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 36 から 38 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 10 月期の申出分については、別紙「平成 30 年 11 月 30 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

三吉委員 20年間の使用貸借となっているが、何か事情があるのか。また、一団地を三者で配分する場合は、地図上で作業効率を考えて配分位置を考えるとと思うが地番資料だけみると数字の並びから3者がそれぞれ点在入り乱れるように思われがその当りは何か事情があるのか。2点教えてほしい。

議 長：それでは地元の出張所担当者の方で説明をお願いします。

出張所員 この地域は高冷でキャベツなどの葉物栽培に適した気候であり、関係機関や地域の話合いの結果、農地中間管理機構での担い手への集積活用すすめることとなりました。しかし、現在の農地の状況は入り組んだ形状で使い勝手が悪く貸し手借り手双方の契約では無償での成立となっております。

地形の状況等もあり地番の並びだけでみると入り組んでいるように見える。この地域は、今後、農地中間管理機構の関連事業である基盤整備を行う計画を協議しており実現すれば作業効率の悪さは解消されると思われる。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「非農地証明について」を上程します。

受付番号26から27について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号26

位置等：説明資料の2ページと3ページに記載

潰廃事由：昭和の時代に耕作不便なため耕作をやめ植林をした。

現地確認：現地は山林となっており農地として復旧することが困難

受付番号27

位置等：説明資料の4ページと5ページに記載

潰廃事由：昭和の時代に道路改良で狭くなり耕作不便と成ったことと宅地に隣接していたので庭木等を植え一帯利用してしまった。

現地確認：現地は、庭となっており農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号26と27を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 26 から 27 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の
挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

10 月 15 日 島根県農業会議 女性の会 出席
10 月 18 日 広島県農業会議 常任委員会 出席
10 月 22 日 庄原市農業委員会 女性農業者意見交流会 出席
10 月 23 日 広島県畜産共進会 出席
10 月 24 日 庄原市食育ポスター選考会 出席
10 月 29 日 全国農業会議女性委員の会 三役会 出席

※金本委員から女性農業者意見交流会の報告がありました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

※市政に対する意見書について確認しました。

※農作業料金等について報告しました。

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かござい
ませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 12 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成 30 年 11 月 5 日

議 長
(道下和子) _____

18 番委員
(前田憲二) _____

20 番委員
(島津秀樹) _____